

学部学生が対象
(外国人留学生を除く)

JASSO【新制度】令和3年度 10月在学採用
(給付型奨学金+授業料等(入学料含む)減免)
申請要領確認票

所属学部等	年次	学籍番号	申請者氏名(フリガナ)
			()

申請に必要な書類は以下のとおりです。書類が整ったものについて、「整備」欄に○を付してください。

提出条件	整備	書類の種類・名称等
Ⅰ 必須		申請書類確認票(この用紙)
		給付奨学金確認書(原本)
		スカラネット入力準備用紙のコピー
		「通帳のコピー」銀行名, 支店名, 口座名義が確認できる箇所のコピー
		学修計画書
		授業料等減免申請書
		マイナンバー提出書(直接 日本学生支援機構に簡易書留で郵送してください。)
Ⅱ 該当する場合は必須		「成績証明書」(新入生が提出)
		給付奨学金 提出書類送付表(該当者のみ)
		「在留カード」(コピー可)「住民票の写し」(原本)等
		「施設等在籍証明書」(施設長発行)「児童(里親)委託書」(児童相談所発行)「措置解除決定通知書」(児童相談所発行)
		マイナンバーに代わる提出書類
Ⅲ 他の		海外居住者のための収入等申告書
		その他参考となる証明書 ()
		その他参考となる証明書 ()

【申請に当たっての注意事項】

○提出書類は一切返却できません。問い合わせに迅速に対応できるよう必ずコピーを保管してください。

○昭和地区及び桐生地区(太田地区含む)に申請する場合は、申請書類の原本とそのコピー一式(上記の保管用とは別に準備)を提出してください。

○書類が不備な場合は申請を受付けできませんので、書類をよく確認の上、不備のないよう提出してください。

JASSO【新制度】

令和3年度10月在学採用(給付型奨学金＋授業料等(入学料含む)減免)

申請要領

1. 新制度の概要

○給付型奨学金＋授業料減免

高等教育の修学支援新制度を受けるには、あらかじめ日本学生支援機構の給付型奨学金の申し込みを行います。選考の結果、日本学生支援機構給付型奨学生となれば、その結果が授業料減免の結果となります。

選考の結果、第Ⅰ区分(全額)・第Ⅱ区分(2/3額)・第Ⅲ区分(1/3額)のいずれかに該当となれば、給付型奨学金と授業料減免が受けられることになります。

2. 支援対象者の要件(基準)

(1)から(3)のいずれにも該当する人が支給対象となります。

(1) 学業成績等に係る基準

① 1年生…次のア～ウのいずれかに該当すること

ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること

イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学習計画書等により確認できること

② 2年生以上

ア GPA(平均成績)が在学する学部学科における上位1/2の範囲に属すること

イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×申請者の在学年数

但し、学業成績が「廃止」の区分に該当する人は、上記の要件を満たしても推薦不可

【廃止区分】

・修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。(過去に留年した者)

・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。

・履修科目の授業への出席率が5割以下であること。その他の学修意欲が著しく低い状況にあるとみとめられること。

(2) 家計に係る基準

① 所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

具体的には、以下の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)のいずれかに該当すること

【第Ⅰ区分】

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額※の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

※支給額算定基準額(a)＝課税標準額×6%－(調整控除額＋調整額)(b)(100円未満切り捨て)

(a) 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

(b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額＋調整額)に4分の3を乗じた額となります。

また、日本学生支援機構ホームページ内の「進学資金シミュレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>で、収入基準に該当するかおおよその確認ができますのでご利用ください。

② 資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産(不動産、負債は対象としない)の合計額が基準額未満であること(生計維持者が1人の場合:1,250万円,2人の場合:2,000万円)
※資産に関する証明書(通帳の写し等)の提出は不要です。

(3) その他の基準

① 大学等への入学時期等に関する要件

次のA~Cのいずれかに該当する人

A 高等学校を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者又はこれに準ずる者

B 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度(16歳になる年度)の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者(5年経過後、毎年度認定試験を受験していたものを含む)であって、認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの

C 以下のa~cのいずれかに該当する人(その他、外国の学校教育の過程を修了した人など)

a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア)外国において学校教育における12年の過程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した者

(イ)文部科学大臣が高等学校の過程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ウ)文部科学大臣の指定した者

b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア)学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(イ)学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認められた者

c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの者

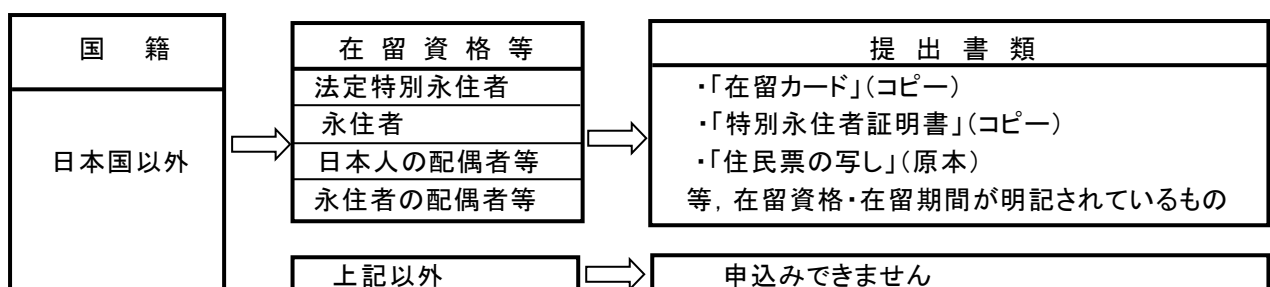
(ア)大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18歳に達した者

(イ)専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認められた人であって、18歳に達した者

② 在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、在留資格及び在留期限(在留期間の満了日)(法定特別永住者及び永住者の場合を除く)を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。



3. 申込みの流れ

申込は、必要書類を本学に提出した後、インターネット(「スカラネット」と呼んでいます)を通じて行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、本学が指定された期限までに行わなければなりません。

申込関係書類の受け取り(奨学金の申請案内を郵送しますので、群馬大学HPで送り先の住所を入力、期限8月20日(金))、「給付奨学金確認書」を作成→「スカラネット入力下書き用紙」の記入、授業料等減免申請書等提出書の作成→申込書類を郵送で提出(※1)→識別番号の確認(後日、ユーザーIDとPWパスワードをGメールで配付)→スカラネットでの申込入力→スカラネット入力完了→マイナンバーの送付→審査→審査結果決定→結果通知(※2, 3)

※1)必要書類は、以下4に示す指定の期日・提出先に郵送(簡易書留又はレターパック)してください。

※2)結果は、12月中旬頃に、Gメールアドレスに通知する予定です。

※3)審査結果が2/3額免除、1/3額免除または不許可の場合は、12月下旬に支払いが必要です。

4. 申請(受付)期間等

「郵送受付期間及び提出先」を参照。

5. 必要書類と提出先

I. 提出条件が「必須」の書類

(1)「給付奨学金確認書(原本)」

機構の諸規定を確認のうえ遵守することを約束する書類

※第一種奨学金を利用している人が新しい給付奨学生に採用されたときは、貸与額が調整されることを承諾する旨記載あり。記入例を確認しながら、記入・署名・押印をして提出。

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

(2)「スカラネット入力準備用紙のコピー」

スカラネット入力準備用紙に入力内容を下書きしてください。そのコピーを郵送してください。受領後、入力する内容を確認します。確認後、スカラネット入力用のIDとPWをメールで通知します。

スカラネット入力期限**9月15日(水)**

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

(3)「通帳のコピー」銀行名、支店名、口座名義が確認できる箇所のコピー

奨学金振込口座の学生本人名義の通帳のコピーを提出してください。通帳を1枚めくると銀行名・支店名・口座名義が表示されていますので、その箇所のコピーをとってください。

【以下は利用できません】

農協、信託銀行、外資系銀行

インターネット銀行(楽天銀行・ジャパンネット銀行)

その他一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等)

※学生本人以外の名義口座、貯蓄預金口座もダメです。

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

(4)「学修計画書」

明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めるため、学修計画書を提出してください。

(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

(5)「成績証明書」(新生者が提出)

・学部1年生は出身高校の証明を受けて提出してください。

(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

・編入学生は、出身大学等の学業成績証明書を提出。

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

(6)「授業料等減免申請書」

(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

(7)マイナンバー提出書

なお、マイナンバーの提出ができない場合は(申請書類)【群馬大学HPに掲載】を提出してください。

○マイナンバー提出書→機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類

○番号確認書類→・申請者本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類

・申込者本人の身分証明書

○身元確認書類→申込者本人の身分証明書類

【マイナンバーの提出に関するお問い合わせ】

0570-001-237(ナビダイヤル)

提出先→日本学生支援機構(専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により学生等が直接郵送)

スカラネット入力後1週間以内に提出 最終提出期限9月24日(金)

Ⅱ. 提出条件が「該当する場合は必須」の書類

(8)「在留カード」(コピー可)「住民票の写し」(原本)等

送付文も提出してください。(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

外国籍の人のみ提出が必要

申込資格を満たしている証明書類

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

(9)「施設等在籍証明書」(施設長発行)「児童(里親)委託書」(児童相談所発行)「措置解除決定通知書」

(児童相談所発行)

送付文も提出してください。(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可

提出先→各地区担当係(提出期限 9月10日(金)郵送必着)

6. 支給額

学校種別	区分	国公立	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,000円)	44,500円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

7. 採用後の手続き

①「自宅外通学であることの証明書類」の提出(自宅外選択者のみ)

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します。

※自宅外月額を支給を受ける人は、採用後、アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等のコピーを提出する必要があります。

②「誓約書」の提出

採用後、給付奨学生本人が受ける給付奨学生の支給の条件等を確認するために作成します。

③適格認定(家計)

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の所得の情報(マイナンバーにより取得)やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準による支援区分の見直しを行います。

※確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まり、支給額が変わることがあります。

※申込者は全員マイナンバーを提出する必要がありますが、特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類を提出していただきます。

書類不備があると支給が止まります。

④適格認定(学業成績等)

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

※次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合、奨学金の支給が打ち切られます。(懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。)

(1)退学・定額(無期又は3カ月以上)の処分を受けた場合

(2)修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合

(3)修得単位数が標準の5割以下の場合

(4)出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

※次のいずれかの場合には、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

(1)修得単位数が標準の6割以下の場合

(2)GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合(次のア、イに該当する場合を除く)

ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合

イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

(3)出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

⑤在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的に報告を求めます。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。